

論 説

マックス・ヴェーバーの社会学理論における

「法秩序」の位置(三)

Ⅰ はじめに

Ⅱ 基礎概念論における「秩序」の位置

一 『シエタムラー批判』における「法的規則」

二 『理解社会学のカテゴリー』における「秩序」の位置(以上第四十二号)

三 『社会学の基礎概念』における「秩序」の位置

(1) 「社会的行為」論

(2) 「社会関係」論

(3) 「正当な秩序」論(以上第四十六号)

(4) 「支配団体」論(以上本号)

(5) 「秩序の合理性」論

吉 田 勇

Ⅲ 実質的な社会学的研究における「法秩序」の位置

一 「法」の「固有法則性」

二 「法」の「合理化」

Ⅳ 結論にかえて

(4) 「支配団体」論

これまで(3)の「正当な秩序」論で検討したのがもっぱら「社会関係」の水準における「秩序」論であったとすれば、この「支配団体」論で問われるのは「支配団体」の水準における「秩序」がどのように提示されているかである。『基礎概念』の第十二節から第十七節(最終節)までが検討の対象となる。以下第十二節から順次みてみることにする。すでに(2)で述べた「社会関係」のうちの「対外的に閉鎖的な社会関係」に新しい要件を加えて構成されたのが、第十二節の「団体」概念である。「対外的に閉鎖的な社会関係」に「妥当」している「秩序」の維持が、もっぱら「秩序」の実施をめざす特定の人間(指揮者)ないし「行政スタッフ」によって「保障」されている場合に、その「対外的に閉鎖的な社会関係」は「団体」と名づけられる。⁽¹⁾ウェーバーによれば、「団体」の存在はこのような特定の人間が「団体の秩序の実施を目的とする行為を行うシ、チャンスの存在」と不可分である。⁽²⁾このことは「秩序」の実施という特別の役割を担当する人間が「団体」の一級成員から分化されていることを意味している。社会学的な意味において「団体」が存在するのは「指揮者」または「行政スタッフ」による「秩序の実施を目的とする行為」が行われるチャンスがあるかぎりにおいてであるが、そのかぎりにおいては、たとえ当該の「秩序」に行為を方向づけている人間が交替しても、その「団体」の自己同一性が認められているのが注目される。⁽³⁾もしもこのような「秩序の実施

を目的とする行為」のチャンスがなければ、ただ「社会関係」があるだけで「団体」は存在しないということになる。しかも「団体」の存在の要件からすれば、「指揮者」ないし「行政スタッフ」がどのような「動機」に基づいて「秩序」を「実施」するのは、概念的にはさしあたり問われることはない、とされているのも注目される。「秩序」の「実施」という役割行為はそれを担当する人間のこのような役割遂行を規定する多様な「動機」——「伝統的」、「感情的」、「価値合理的」または「目的合理的」動機のいずれであれ——とは概念的に異なる水準に構成されていることがわかる。

ヴェーバーは「指揮」を保有することや「行政スタッフ」の行為への参加を保有することを「統治権」と名づけているが、これは「専有される」こともあれば、「妥当な団体秩序によって定められた人間、あるいは一定の基準や一定の方法で選ばれた人間に継続的にか一時的にあるいは一定の場合に付与される」こともある。⁽⁵⁾ また「行政スタッフ」は「代理権」をもつのが通常であるとされている。そうして「団体行為」というのは、(a)「秩序の実施に関わる、統治権ないし代理権によって正当とされた行政スタッフ自身の行為」と(b)「行政スタッフの命令によって指揮された、団体関係者の行為」とを指している。後者はたとえは納税とか陪審員としての勤務や兵役などのように行為の意味が「秩序の実施」を「保障」することに⁽⁶⁾ある場合である。

われわれが(2)「社会関係」論でとりだした「社会関係」を類型化する三つの視点は「団体」の水準にも読み取られる。まず「合理性」——「非合理性」の視点はどうか。ヴェーバーによれば、「団体」概念の水準では「ゲゼルシャフト関係」かそれとも「ゲマインシャフト関係」かはさしあたり捨象されるのであるが、実際の類型論では「合理的に制定された秩序」をもつ「団体」類型(「結社」と「アンシニタルト」)が重視されているのは疑いない。「対外性」——「対内性」の視点は、「団体」が①「自律的」か「他律的」か、②「自首的」か「他首的」かというかたちで取り

込まれている。①は「団体秩序」を制定するのは「団体」内部の構成員か、それとも、外部の人間か、による類型化であり、②は「指揮者」および「行政スタッフ」が「団体」の独自の「秩序」によって任命されるのか、それとも、外部の人間によって任命されるのか、による類型化である。⁽⁷⁾これら①と②の類型化によって「団体」相互の関連がとりあげられているといつてよい。「団体」水準における「行為の帰属」(「代表関係」と「連帯関係」)の視点はかならずしもはつきりしないが、「代表関係」は「団体秩序」によって正当化されている。「代表権」を有する「行政スタッフ」と一般成員との関係として論じられ、「連帯関係」はとくに戦時における「政治団体」のような「団体」として例示されているととまず考えることができる。「団体」相互の関連や対抗ないし「団体」外部と内部との関連や対抗については、この節ではこのように若干の類型化が示されているだけであるが、それがもっと具体的にされうるとすれば実質的な社会学的研究においてであろう。

つぎに第十三節では、「ゲゼルシャフト関係」の「制定秩序」の成立が「自由な協定」による場合と「授与と服従」による場合とに類型化されている。⁽⁸⁾いずれも「秩序」が「合理的に」制定される場合である。「すべての関係者の人格的に自由な協定」によらずに成立した「秩序」はすべて「授与された」ものとよばれる。⁽⁹⁾この定義からすれば、「多数決」も少数者にとっては「授与」されたものである。またヴェーバーは「形式的に自由な協定でも、事実上は授与されていることが非常に多い」という事実に着目しているが、それはかれの社会学がなによりもそのような事実的な事態だけを研究するものだからである。⁽¹⁰⁾すでに「社会関係」論でみたように、 \wedge 協定秩序 \vee は「社会関係」の水準において構成されていたが、 \wedge 授与秩序 \vee が構成されるにはこの「支配団体」論をまたねばならなかった。もちろんすでに(3)「正当な秩序」論でも \wedge 制定秩序 \vee の「合法性」の「妥当根拠」のひとつの類型として「正当な支配」に基づく「授与」として論じられてはいたが、肝心の「授与」権のありかたにはそれ以上触れられていなかったの

ある。したがってこの「支配団体」の水準では入授与秩序√が重要であるが、さらにこの場合には「秩序」を「授与」する権能が問われねばならない。ヴェーバーはそれを「統治権」と名づけている。「団体」における「統治権」は「新しい秩序を授与する正当な力を要求することがある」⁽¹¹⁾。そして「現存の統治権の有する授与権に対する事実上の服従のチャンス」が「団体」の「憲法」と定義されている。もちろんこれは社会学的な意味における「憲法」であることは言うまでもない。⁽¹²⁾

続いて第十四節に構成されているのは、「行政秩序」と「規制秩序」の二類型である。⁽¹³⁾「行政秩序」というのは「団体行為」を規制する「秩序」であるが、この「秩序」が「行政スタッフ」によって「保障」されているのかどうか、さらにはこれが一般成員の「予測可能なチャンス」とどのように関連するかといったことは問われていない。「団体行為」以外の社会的行為を規制し、その規制によって開かれたチャンスを行為者に「保障」するのが「規制秩序」であるが、ここで問われているのも「秩序」自体の「保障」ではなく、「チャンス」の「保障」である。したがって、「行政秩序」と「規制秩序」との区別は「秩序」の規制対象の質的な違いによるのであって、ここではそれらの「秩序」の「妥当」がどのように「保障」されているかも、ましてや「強制スタッフ」による「外的保障」があるのかどうかも問題とされていない。「法秩序」も「習律秩序」も、さらには「倫理的秩序」もあるはずだが、そのような區別自体がおよそ問題とされていないのである。われわれがとりわけ問題にしたいのはそれらの「秩序」が「法秩序」であるかどうかであるが、『基礎概念』にはその説明がない。⁽¹⁴⁾「行政秩序」と「規制秩序」との区別は、政治団体における「公法」と「私法」との区別に対応するというのがヴェーバーの考えであるから、前者の区別を解明するには『法社会学』における後者の区別についての説明をみてみるほかはない。⁽¹⁵⁾

第十五節には、「経営団体」、「結社」および「アンシュタルト」という三つの「団体」類型が構成されているが、

「秩序」との関連で重視されねばならないのは後の二類型である。「結社」は、個人的な加入によって関係者となつたひとに対してのみ妥当を要求する「制定秩序」をもつ「協定」による「団体」であるのに対して、「アンシュタルト」は、その「制定秩序」が、特定の活動範囲内において、一定の基準に合致する一切の行為に比較的效果的に「授与」される「団体」のことである。⁽¹⁶⁾これらはいずれも「合理的計画的に制定された秩序」をもつ「団体」にはかならない。ここでも「秩序」の「制定」類型として「協定」と「授与」とが対極的に構成されていることがわかる。「結社」は、すでに述べたように、「ゲゼルシャフト関係」の純粹型として「目的結社」と「心情結社」に代表されたが、「支配団体」論ではなにかんずく「アンシュタルト」が重要である。これは最終節（第十七節）でとりあげられる。⁽¹⁷⁾

「支配団体」論においてとりわけ重要な「力と支配」という基礎的な概念が構成されているのが第十六節である。まず「力」概念は社会学的には無定形であるとみなされているのが注目される。だれもがそのような「力」をもちうるからである、というのがその理由である。「ある社会関係の内部で抵抗を排してまで自己の意思を貫徹するすべてのチャンス」という「力」の定義をみると、直ちに「相手の抵抗を排して自己の意思を貫徹しようという意図」に方向づけられている「社会関係」と定義された「闘争」概念が想起される。「力」はまずさしあたり「闘争」している自他の意思のうち一方の意思が相手方の抵抗を排して貫徹された場合を指しているとすれば、「力」は「闘争」における一方の「意図」が実現された場合である。「闘争」は関係者の「意図」に即して定義されているので、それ自体は「力」によらない「社会関係」であると言いかえることができる。⁽¹⁸⁾もっとも「力」は「闘争」の帰結として生みだされている場合だけに限定されるわけではない。けだし、一方だけが相手の抵抗を排しようという意図をもっている場合もあれば、自他ともにそのような「意図」をもたずに事実上一方の意思が貫徹される場合もありうるからである。ただこれらの場合にも、「力」は定義からみて自他の意思の対立を構成要素としながら、しかも相手の抵抗を排して

まで自己の意思を貫徹するチャンスなのであるから、典型的にはそれは「闘争」の帰結であると解釈してよいのではないか。ヴェーバーは「力」の概念は社会学的には無定形なものだと述べているのは、だれもがこのような「力」をもちうる状況にたたされうるからであるとすれば、「闘争」と同じように、「力」も「社会関係」に普遍的に内属しているといえることができるであろう。

このような「力」概念と対比して社会学的に重視されているのが「支配」概念である。これは「ある内容の命令を下した場合、特定の人々の服従が得られるチャンス」と定義されている。⁽²⁰⁾これは、「命令」する支配者とそれに「服従」する被支配者との相互的な「社会関係」である。このように「支配」はその定義からみて「社会関係」であるだけでなく、すでに第十六節以前に随所で前提されていたのであるから、(2)の「社会関係」論のなかでまず議論されるのが望ましいという解釈もありうるが、⁽²¹⁾この概念が明確に定義づけられたのはこの節においてであった。ここには「団体」概念と「支配」概念とを組合せて「支配団体」概念を構成しようというヴェーバーの意図がうかがわれるが、「支配団体」でない「団体」がありうるか、「団体」は「支配」を内包しているのではないか、という疑問が生じる。「長老制」と家内部の「第一次家長制」に代表される「伝統的支配」の第一次的類型にみられるように「支配首長」の個人的な「行政スタッフ」が欠如している場合もあるが、「少なくとも、すべて通常の状態では」、「支配」は「行政スタッフ」や「団体」の存在に依存しているから、「団体」は「支配団体」として存在するのが常であると言いうことができよう。⁽²²⁾ここで「支配団体」と名づけられるのは「ある団体の構成員自身が、妥当している秩序によって支配関係に服従している場合」である。⁽²³⁾ただ「支配」自体は分析的には「秩序」からも「団体」からも独自に概念化されていることに注意しておきたい。また「支配の正当性」根拠の種類によって「行政の仕方」や行政の担い手たる「行政スタッフ」の性格が大きく規定されるという指摘がなされているが、第十六節に「正当な支配」の類型論が

全く示されていないのは、それが『経済と社会』の第三章『支配の諸類型』にすべて委ねられたからであろう。したがって『基礎概念』における「支配団体」概念を十分に理解するにもどうしてもこの第三章に言及しなければならぬということになる。ここではただ『支配の諸類型』から以下のことだけをウェーバーの基礎的な認識として確認しておくことにする。

1 「支配」は「一定最小限の服従意欲、すなわち服従することに対する（外的なまたは内的な）利害関心」を要件としていること。⁽²⁴⁾とくに「支配」の存続のためには「支配首長」と「行政スタッフ」との利害関係が決定的に重視されるが、両者が結びつく「動機」(行政スタッフ)が「支配首長」に服従する「動機」には「伝統的」、「目的合理的」な動機もあれば、「感情的」、「価値合理的」な動機もあること。

2 「支配」が「信頼しうる基礎」を形成するには、これらの「動機」だけでは不安定であって、通常はもうひとつの要素たる「正当性の信念」が付け加わっていること。歴史的に多様な「支配」の経験に照らして言えば、「すべての支配はその正当性にたいする信念を喚起し、それを育成しようと努めている」こと。⁽²⁵⁾「どのような種類の正当性が要求されるか」によって「服従」類型も「行政スタッフ」類型も「支配行使」類型も根本的に異なるから、「支配」の構造は「それぞれの支配に典型的な正当性の要求を標準として区別することが合目的である」こと。⁽²⁶⁾そのような標準によって「正当な支配」は「合法的支配」、「伝統的支配」、「カリスマ的支配」という三つの純粋型に区別されること。

3 「支配」の「正当性の妥当」というのは、「支配が著しい程度に正当なものとみなされ、実際にもそのようなものとして扱われるチャンス」⁽²⁷⁾であって、それ以上でも以下でもないこと。「支配」への服従がつねに「正当性の信念」に準拠しているなどとはとてもいえないこと。支配する側からの「正当性の要求」に対しては、被支配者の側の「正

当性の信念」が対応するが、それは「動機」の水準においてと同様に、第一義的には「支配首長」に対する「行政スタッフ」の「正当性の信念」であると思われること。

4 ここで重要な「合法的支配」の「正当性の信念」というのは「制定された諸秩序の合法性と、これらの秩序によって支配の行使の任務を与えられた者の命令権の合法性とに対する信念」を意味していること。⁽²⁸⁾ この場合には、服従者は「合法的に制定された没主観的・非人格的な秩序と、この秩序によって定められた上司とに対して、上司の指令の形式的合法性の故に、またこの指令の範囲内において」服従することになること。⁽²⁹⁾ 以上である。

「基礎概念」の最後を締め括るのは第十七節「政治団体と教権制的団体」である。「支配団体」概念のなかでもこれら二つの類型が決定的に重視されていることがわかる。「ある地域内における支配団体の存立とその秩序の妥当が、行政スタッフによる物理的強制の使用および威嚇によって永続的に保障されている限りに対して」、この「支配団体」は「政治団体」とよばれる。⁽³⁰⁾ これは、「支配団体」に、「地域」に対する「支配」(ないし「団体秩序」の「地域的妥当」という要件とその秩序の「保障」が「物理的強制」によるという要件とが加わったものである。「国家」とよばれる「政治団体」はどのように定義されているかといえ、それは「その行政スタッフが秩序の実施のための正当な物理的強制の独占を効果的に要求する限りにおける政治的アンシュタルト経営」のことである。⁽³¹⁾ 「国家」はその「内容的目的」を捨象して定義されているのが注目される。ここでは「国家」の「形而上学的」な実体化が排されたばかりでなく、「国家」が多様な「政治的」内容を持ちうるという経験的現実を包括しうるように、あくまで社会学的に一義的な形式的な指標によって概念構成されている。そうしてこの「国家」概念はこれまでに提示されてきたより抽象的な諸要件の複合として構成されているのであるから、逆に「社会的行為」に始まる基礎的諸概念自体も、それが「国家」概念を有効に説明しうるかどうかによって試されることになる。つぎに「支配団体」が「教権制的団体」とよば

れるのは、「その秩序の保障のために教済財を与えたり拒んだりすることによる心理的強制(教権制的強制)が用いられる場合」である。⁽³²⁾そして「国家」とともに「アンシユタルト」の典型とされる「教会」は、「その行政スタッフが正当な教権制的強制的独占を要求する限り」における「教権制的アンシユタルト経営」と定義される。⁽³³⁾ここでは「教会」も宗教的内容を捨象されて「宗教的支配」の「団体」としてすなわち「アンシユタルト」として取り出されている。「教会」の社会学的意味を十分に説明するには「宗派」との対比が必要であるが、⁽³⁴⁾この基礎概念論の水準ではそのような社会学的な対比の詳しい説明は捨象されている。そのために「宗教的支配」の団体としての「教会」の特質だけが浮き彫りにされているのである。

ここでは、三つの点がさしあたり注目される。第一点は、「国家」であれ「教会」であれ、「アンシユタルト」としての社会学的同質性が形式的な指標としてとりあげられており、その定義に際してはそれぞれの「内容的目的」が捨象されていることである。とくに「政治団体」は「権力性」という「手段」によって定義するほかない、というのがヴェーバーの考えにほかならない。第二は、「国家」における「物理的強制」であれ「教会」における「心理的強制」であれ、「行政スタッフ」が「正当な強制的独占を要求する」という表現にうかがえるように、「アンシユタルト」の支配構造が一般成員の視点からでもなければ、「支配首長」の視点からでもなく、もっぱら「行政スタッフ」の視点から論じられていること、しかもそのような「正当な独占」の「要求」が必ずしも一般成員によって内面的に「受け」されているとは限らないことが示唆されていることである。

第三に「国家」や「教会」の「秩序」はどのようにして形成されるのが問題となる。「アンシユタルト」であるから、合理的に「授与」された「秩序」が「妥当」しているはずであるが、ヴェーバーが「現代国家の形式的特徴」を「規則によって変更しうる行政秩序と法秩序」にみているのは注目される。⁽³⁵⁾

注

- (1) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft, Fünfte Revidierte Auflage, 1972*
(以下 W. u. G. と略記) S. 26 (清水幾太郎訳『社会学の根本概念』(以下清水訳と略記) 七八頁)。
- (2) A. a. O., S. 36 (清水訳, 七九頁)。「秩序の実施をめざす行為」とも「秩序の強制をめざす行為」とも言い表わされているが、「行政スタッフ」一般の行為を指す場合には「秩序」の「実施」という用語に代表させることにする。なお以下、引用符内の傍点は、とくに断らないかぎり、ヴェーバー自身によるものである。
- (3) A. a. O., S. 26 (清水訳, 七九頁)。
- (4) A. a. O., S. 26 (清水訳, 七八頁)。
- (5) A. a. O., S. 26 (清水訳, 七九頁)。
- (6) A. a. O., S. 26 (清水訳, 七八頁)。
- (7) A. a. O., S. 26 (清水訳, 八〇頁)。
- (8) A. a. O., S. 27 (清水訳, 八二頁)。
- (9) A. a. O., S. 27 (清水訳, 八二頁)。
- (10) A. a. O., S. 27 (清水訳, 八二頁)。
- (11) A. a. O., S. 27 (清水訳, 八二頁)。「統治権」は *Regierungsgewalt* の訳語として用いたが、清水訳では「管理権」と訳されている。
- (12) A. a. O., S. 27 (清水訳, 八二頁)。「法」は *Verfassung* の訳語である。
- (13) A. a. O., S. 27 (清水訳, 八三頁)。「団体」が「行政秩序」のみに従って「行政団体」とよばれ、「規制秩序」のみに従って「規制団体」とよばれるのであるが、もちろん多くは両方の性格を含んでいる。純粹な「規制団体」として挙げられているのは、理論的にのみ考えられるような「絶対的な自由放任主義による純粹法治國家」である。それに対して純粹な「行政団体」に近いものとしては、「純粹な共産主義的經濟組織」が挙げられている (A. a. O., S. 28 (清水訳, 八四頁))。
- (14) 「法」と「行政」との区別と関連が問題となるが、これについて注目されるのは、名和田氏の見解である。氏はヴェーバ

「の法理論を専有理論と行政理論との全体を包括する形で体系化する場合の重要な論点をとりあげているが、ウェーバーの法理論のなかに「専有理論からみれば『法』である」とされる社会関係が行政理論ではそうでないといふくいちは「見出ししているのが注目される（名和田是彦「マックス・ウェーバー法理論の基礎的枠組について」『専有理論』、「行政」理論及び法規範論一）（『社会科学研究』第三十六巻第一号、所収）二〇九頁」。「専有理論」は「専有の諸段階」に「量的なちがい」しか認めないが、「行政理論」はそこに「質的な区分」を認めようとする。構成員の地位は前者ではつねに「権利ないし私的利益の観点」からみられるが、後者では「義務ないし職分として」みられる。構成員が共同体的拘束のなかに埋没している状態、したがって「専有されたチャンス」の帰属の低い段階を記述するには「専有理論」は不充分である。共同体構成員が「専有」の「客体」となっているような事情を記述するのが「行政理論」の任務であった、という氏の指摘は注目される（『同論文』、二〇九頁）。上述の「くいちは」は、氏の指摘にあるように「ウェーバーが『行政』は『法』ではない」と言うとき、『専有の諸段階』の中の専有の弱い部分については『法』とよぶことをやめることを意味している（『同論文』、二〇九頁）というところから来ているものと思われる。さらに「法規範論」の視点の導入のもとに「行政」が「非法的タイプの行政」、「行政的タイプの法（ないし）法的タイプの行政」および「本来的なタイプの法」の三つに類型化されているのも、ウェーバーの錯綜した「行政」論の整合的理解を助けてくれるものとして注目に値する（とくに「同論文」、二二〇頁―二二四頁、参照）。

(15) W. M. G. S. S. (清水訳、八四頁)。なお、『経済と社会』第七章「法社会学」第一節では、二二二頁、「行政秩序」と「規制秩序」の区別は法領域自体の内容に即した分化のひとつである。「行政規則」と「請求権を付与する規範」との区別として論じられている。

(16) A. H. O. S. S. (清水訳、八五頁)。なおここにいう「経営団体」というのは、「永続的な目的的行為を営む行政スタッフを有するゲゼルシャフト関係」を意味している。

(17) このように定義された『基礎概念』における「団体」概念と「カテゴリー」におけるそれとを対比してみると、用語法上大きな違いがあることがわかる。「カテゴリー」では「団体」の「秩序」が合理的に制定された場合が「アンシュタルト」であるから、非合理的な「諒解秩序」を有する「団体」と「合理的に制定された秩序」を有する「アンシュタルト」とが類型的に対比されていることになる。それに対して、『基礎概念』では、「団体」概念は「合理的に制定された秩序」のある

場合とそうでない場合のいずれをも包括する概念である。そうして「合理的に制定された秩序」を有する「団体」が「結社」と「アンシュタルト」とに類型化されているのである。

(18) Max Weber (清水訳、八五頁)。なお、ここで「力」の原語は Macht である。これは「権力」と訳されることが多く、清水訳でも「権力」という訳語が用いられているが、その定義内容の一般性を考慮して、『支配の社会学』における世良訳にならって「力」と訳しておきたい。そして第十七節に用いられている Gewaltsamkeit を「権力性」と訳することにしてゐる。これは清水訳では「暴力行為」と訳されている。

(19) 「力」と「闘争」との区別について、厚東氏は「ヴェーバーの定義にしたがえば、闘争という社会関係と権力という社会関係を弁別することは困難になる」と述べ、ここには「ヴェーバーによる定義の失敗」が示されているとともに、「闘争を社会関係の原型の一方の極に位置づける彼の考え方が、端的に示されている、と見ている(厚東洋輔『ヴェーバー社会学理論の研究』一五七頁)。そして氏は「二つの概念の相違は、定義からみると、同一のものを、一方は社会関係の側から、一方は行為者の側からみた、視点の相違に基づくものにすぎないように思われる」と述べている(『同書』一六二頁)。しかし、「力」と「闘争」を両概念の定義における「意図」の有無によって区別することは可能ではないか、と思われる。なによりもヴェーバーは「権力」にも「支配」にも、さらには「秩序」にも行き着く以前の「闘争」状態を理論的に確定し、そのうえで「闘争」から「力」、「支配」、「秩序」への方向を指し示したかったのではないか、というのがわれわれの解釈である。

(20) W. G. Sumner (清水訳、八九頁)。ヴェーバーの『経済と社会』第九章「支配の社会学」によれば、「支配」は「社会的行為」の最も重要な構成要素のひとつであって、無定形の「社会的行為」から新たに合理的な「ゲセルンシャフト関係」を形成するのは、非常に多くの場合において、「支配と支配の行使の態様」とである。「支配」という概念を「学問的に有用なカテゴリー」にするために、「力」というあまりに一般的な意味をより特殊なものに限定している点は、「基礎概念」においてと同様であるが、かれは「支配の社会学」では多様な社会現象のなかに見られる広義の支配現象のいわば日常言語的な表現を例示的に精査しながら、最も広義の支配を「利害状況による(とりわけ独占的地位による)支配」と「権威(命令権力と服従義務)による支配」とに両極的に対立させ、社会学的に意味的な「支配」概念を後者の類型のみに限定しているのが注目される。より厳密な「支配」の定義はつぎのようになされている。すなわち、「支配」というのは、「一人または数人の『支配者』の表示された意思(命令)が、他の(一人または数人の『被支配者』の)行動に影響を及ぼそうとし、また

事実、この行動が、社会的にみて著しい程度に、あたかも被支配者がこの命令の内容を、それが命令であるということ自体の故に、自分たちの行動の格率としたかのごとくに、おこなわれる(『服従』というほどに影響をおよぼしているという事態)である、と(世良訳『支配の社会学』一頁)。「この定義のなかには、「支配者」の「命令」が事実上「服従」されるという要素だけではなく、その「命令」が「妥当な」規範として受容されているという要素が込められている。すなわちただ単なる事実上の「支配」ではなく、「支配の妥当」こそが問題とされているのである。

- (21) テスラーは『経済と社会』第一章の「社会学の基礎概念」の全十七節の内容を「一般社会学」という括弧付きの標題のもとに論じているが、かれは「社会関係の様々のきわだった特質」を扱った節として第八節「闘争」、第九節「ゲームインシャフト関係とゲゼンシャフト関係」、第十節「開放的社会関係と閉鎖的社会関係」に加えて、第十六節「力と支配」を挙げている。さらにかれは第十六節を除いて第十二節から第十七節までの節は様々の「組織形態」を扱っているとみている。なお、「一般社会学」と括弧付きなのは、この十七の節は「いかなる理論も表現していない。それは『理解社会学』の理論でもなければ、『社会的行為理論』でもない。むしろこの十七の節はウェーバーの社会学の概念的道具箱をなしている」という見解があるからである(Dirk Kasper, Einführung in das Studium Max Webers, 1979, S. 150—158 (森岡弘通訳『バック・ス・ウェーバー』一七三頁—一八三頁))。

(22) W. a. O., S. 133 (世良訳、『支配の諸類型』四四頁—四五頁)。

(23) A. a. O., S. 29 (清水訳、八七頁)。

(24) A. a. O., S. 122 (世良訳、前掲書、三頁)。

(25) A. a. O., S. 122 (世良訳、前掲書、四頁)。

(26) A. a. O., S. 122 (世良訳、前掲書、五頁)。

(27) A. a. O., S. 123 (世良訳、前掲書、六頁)。

(28) A. a. O., S. 124 (世良訳、前掲書、一〇頁)。ここで、残り二つの「支配の正当性」の妥当根拠をみておくと、「伝統的支配」の場合には、「昔から妥当してきた伝統の神聖性と、これらの伝統によって権威を与えられた者の正当性」に対する、

日常的信念に基づいたものでありうるのに対して、「カリスマ的支配」の場合には、「ある人と彼によって啓示されるいは作られた諸秩序との神聖性または英雄的力または模範性、に対する非日常的な帰依にもとづいたものでありうる(A. a.

- O. S. 124 (世良訳、前掲書、一〇頁)。
 (29) A. a. O. S. 124 (世良訳、前掲書、一〇頁)。
 (30) A. a. O. S. 29 (清水訳、八八頁)。なお、「政治団体」の指揮に影響を与えること、とりわけ「統治権」の専有、剝奪、再分配、配分を目的とする社会的行為、とくに「団体行為」は「政治に方向づけられている」とよばれている (A. a. O. S. 29 (清水訳、八八頁))。
 (31) A. a. O. S. 29 (清水訳、八八頁)。ここで「経営」というのは、ヴェーバーの定義によれば、「一定の仕方の継続的な目的的行為」のことである。
 (32) A. a. O. S. 29 (清水訳、八八頁)。
 (33) A. a. O. S. 29 (清水訳、八八頁)。
 (34) すでに「宗派」については、「心情結社」という「ゲゼルシャフト関係」の純粹型のひとつとして扱われた。「宗派」は個人的なカリスマ的資格を備えた者のみから成るいわば貴族主義的な真正カリスマ的共同体であるのに対して、「教会」はそのような「カリスマ」を「人格」から分離して「官職」と結合させている日常化された「官職カリスマ」的制度である。そして「永遠の救済財」という一種の信託財産の管理人」としての「教会」はその「救済財」をなにびとに対しても提供するという意味において「普遍主義的」性格を有している。「教会」はその「アンシュタルト」的性格、とくにひとがそのなかに「生まれて来る」という事情によって、宗教的な有資格者だけを受け入れる「宗派」から区別されている (Vgl. a. a. O. S. 29 (清水訳、九二頁)。
 (35) A. a. O. S. 30 (清水訳、九〇頁)。

さて以上の「支配団体」論をふまえると、「正当な秩序」論はどのように深められるであろうか。とくに「支配」論と「団体」論を組み込むことによって、「秩序」と「支配」との関連が正面から問われようようになるはずである。なかならず、「国家」とよばれる「アンシュタルト」の「合法的支配」とそのもとにおける八制定秩序Vの「合法性の信念」が問題とされる。なによりも「支配団体」論によって「支配団体」の構造における「行政スタッフ」の決

定的な重要性が明らかにされたといつてよい。「行政スタッフ」と一般成員との分化に伴って「秩序」も「行政秩序」と「規制秩序」とに分化するのであるから、「秩序」と「行為」との関連もそれだけ複雑な様相を呈することになる。「秩序」の合理的な制定だけをとつても、「社会関係」から合理的に「協定」された「秩序」の対極には「支配団体」の正当な統治権¹¹授与権によって「授与」された「秩序」が類型化されることになる。それによって「秩序」の「正当性」の構造も異なってくる。とりわけ「秩序」論においても「支配」の「正当性」の重みが強くならざるをえない。それでは以上の「支配団体」論をふまえて再び「正当な秩序」の「内的保障」、「外的保障」および「妥当根拠」の区別と関連という問題に立ち返ることにしよう。1 第七節の「正当な秩序」の「妥当根拠」の構成原理、2 「正当な秩序」の「内的保障」、3 「正当な秩序」の「外的保障」、4 「秩序」の「妥当根拠」と「社会的行為」との関連、5 「支配」と「秩序」の「正当性」の構造、という問題の順に簡単な考察を加えていくことにしよう。

1 「正当な秩序」の「妥当根拠」の構成原理

すでに「正当な秩序」論で簡単に触れた第七節の「純粹型」と、さらにこの節に例示された「伝統による法」、「啓示された法」、「自然法」、「制定された法」から成る「法」類型論とを考慮しながら、「正当な秩序」の「妥当根拠」の四類型の構成原理を探ってみれば、まずはじめに「社会的行為」論におけると同様に、「合理性」——「非合理性」の軸が思い浮かぶ。問題はもうひとつの軸が想定されうるのかどうか、想定されうるとすればどのような軸か、である。¹²「社会的行為」論とは違って「手段性」——「自足性」の軸は「正当な秩序」の「妥当」論では必ずしも有効ではないように思われる。というのは、後者ではいづれの類型にも「自足性」があるからである。たしかに「秩序」内容が「結果」志向的な性格を帯びる場合もあるはずだが、その場合も「秩序」志向は単なる「結果」志向という意味において「手段的」のではなく、依然として「自足的」性格を有するということができるであらう。「秩序」内容が

「手段的」な場合もあれば、「自足的」な場合もあるが、ここで問題としているのは、いずれの内容であれそのような内容の「秩序」の「妥当」に方向づけられるということなのである。

思うに第七節では、ヴェーバーは「秩序」が「妥当」しているという経験的な事実を前提としながら、それがどのような「正当性の信念」を根拠にしているかを問うている。かれは「秩序」という意味連関の固有の「妥当」を前提にしてその「妥当根拠」を問うている、といいかえてもよい。そのような「秩序」がどのように形成されるのか、その形成の主体はだれかといったことは、さしあたり問題とされていない。ましてや「秩序」がなにゆえに社会的に必要とされるのか、ひとはなにゆえに「秩序」を求めるのかとか、そもそも「秩序」はいかにして可能であるか、といった事柄もそれ自体として自覚的に取り上げられていない。「秩序」の「妥当」が最も安定的に支えられる根拠を、「秩序」を「正当だ」とみなす行為者の「信念」にまで遡及して理解的に説明しようというのが、ヴェーバーの意図であるように思われる。まず「経験的規則性」として確認される「秩序」の「妥当」という事実を行為者集団の抱いている「正当な秩序があるという信念」に遡源し、つづいてそのような「信念」によって「秩序」の「妥当」がどのように基礎づけられているかを理解的に説明しようというわけである。

ここでいわれる「秩序」の「正当性の信念」というのは、行為者が自己自身の「価値意識」ないし「規範意識」に照らして「秩序」の内容が「正当である」とみなしているということではないことが注目される。法予言者によって「啓示された秩序」の「感情的信念」の類型と八制定秩序Vの「合法性の信念」の類型では、「秩序」を形成する支配者の「正当な支配」権が前提されているのが明らかである。すなわち前者では「カリスマ的支配」の「正当性」が、後者では「正当な統治権」のもつ「授与権」の「正当性」がそれぞれ前提されていると言ってよい。これら二つの類型では「秩序の正当性」は究極的には「正当な支配」に由来しているのである。それでは「伝統的信念」と「価値合

第五図 「秩序」の「妥当根拠」の四類型

		合 理 性	
		合法性の信念 (制定された法)	価値合理的信念 (自然法)
支配性 (創造性)	非支配性 (発見性)	感情的信念 (啓示された法)	伝統的信念 (伝統による法)
	非合理性		

理的信念」の場合はどうだろうか。それぞれいわば所与の「伝統の神聖性」と神聖な「理性」とに根拠を有することによって「秩序」が「妥当」するわけであるから、これらの「秩序」もそれ自体で内容的に「正しい」とみなされてゐるのではなく、「伝統の神聖性」ないし「理性」に遡源されることによって「正当な」と信じられるのである。ただこれらの類型では「支配」と「秩序」の関連はかならずしもはっきりしていない。「伝統的支配」は伝統的に形成された「秩序」によって「正当化」されると一般的には言うるが、「自然法」に代表される「秩序」の「価値合理的信念」と「支配」との関連はもつとはっきりしない。ウェーバーが構成している三つの「正当な支配」類型はいずれも「自然法」的秩序に対応させようように作られていないからである。おそらくかれの考えによれば、「自然法」は非支配的ないし反支配的な「秩序」あるいは革命的に創造された世俗的支配権とその八制定秩序√を「正当化」する「秩序」ということになるうか。

「秩序」の「妥当根拠」に関する以上のような考察からすれば、第七節の「正当性の信念」では、ある「秩序」が「正当な秩序」として「妥当」しているのはどのような根拠に由来するからであるか、という問題が扱われていることがわかる。「制定された法」と「啓示された法」の二類型はいずれも「正当な支配」に由来するとみなされているのに対して、「伝統による法」と「自然法」の二類型はそれぞれ「神聖な伝統」、神聖化された「理性」に由来するものとみなされており、いずれも「正当な支配」には由来しないものとして括ることができる。したがってさしあたりわれわれは「正当な支配」に由来するか否かによって、四類型は二つに分類されうる。たしかに「伝統的信念」と「価値合理的信念」の二つを積極的の一つに括ることのできる共通の要素はみあたらないように思われる。た

だ「支配」と「秩序」との内的な関連を重視したいというわれわれの問題関心からすれば、「支配性」―「非支配性」という分類軸は有意義である。「合理性」―「非合理性」という分類軸とあわせると、第五図のようになる。

ところでこのような「秩序」の「妥当根拠」の静的な類型論を動的な「秩序」形成論へと組み替えることができないだろうか。そのような「秩序」形成過程が問われるのは基礎概念論よりもっと具体的な水準においてであるといえ、「基礎概念」のなかにも「秩序」形成と行為との関連を示す「正当性の信念」のありかたが示唆されていると解釈することは可能ではないか。このことは「支配性」―「非支配性」の軸を「創造性」―「発見性」の軸に組み替えることを意味する。ヴェーバーは「秩序」が「形式的に正しくそして通常の仕方で成立」することと「秩序」の「新しい啓示」とに、「秩序」の意識的な「創造性」をみているのに対して、「伝統」の神聖性からの「秩序」生成と「理性」からの「自然法」の「論理的推論」に、「秩序」の「発見性」をみていると解釈することができるのではないか。

「創造性」―「発見性」という基軸を設定するに際して、われわれはまず第一に社会的行為者（「秩序」形成者、「秩序」実行者、「秩序」志向者のすべてを含む）自身の抱いている「秩序」の意味理解を考慮している。ヴェーバー自身がなによりもまず理解的説明の方法から必然的に社会的行為者のそのような「主観的意味」に焦点をあわせていることは疑いない。しかしかれにあっては、「秩序」の経験的な「妥当」を説明するに当たって、行為者の視点だけでなく、観察者の視点もまた自覚的に導入されているのである。行為者による「秩序」の意味理解からすれば、「秩序」形成がどんなに潜在秩序の「発見性」や既成秩序の継承性を有していても、観察者の視点からみれば、なんらかの程度における新しい秩序の「創造性」や既成秩序の変革性を帯びている場合があるし、その逆に行行為者の「秩序」の意味理解からすればどんなに「創造性」が高い「秩序」形成も、観察者からすればなんらかの程度における「発見性」を有

している場合がある。このように、観察者からみれば、行為者の主観的な「秩序」の意味理解が必ずしも現実の「秩序」形成や「秩序」の「妥当」の正確な認識になっていないという事実がはつきり自覚されているのである。⁽³⁾ その意味では、「創造性」―「発見性」という軸には、「秩序」形成者・「秩序」実施者・「秩序」志向者のいずれであれ、社会的行為者の主観的な「秩序」理解に対するいわば社会学的批評性が込められうるといえるかもしれない。

以上のような「秩序」の「妥当根拠」の四つの「純粹型」は「経験的規則性」の水準でみれば、どのような相互移行の関係にあるのだろうか。すでに(1)「社会的行為」論で述べたように、「理念型」ないし「純粹型」としては「正当な秩序」の四類型はいずれも相互に他に還元しえない独自の存在意義を有するのに対して、「経験的規則性」としてはいずれの類型もその类型的要素が相対的に優位しているとはいえず、なんらかの程度において他の类型的要素をも内包しているのである。類型間の相互移行が観察されうるのも後者の類型論においてである。しかしながら『基礎概念』をみるかぎり、「社会的行為」の類型論の場合ほどにすら類型相互の移行関係は例示されていないといわねばならない。それらの乏しい例示から「秩序」の類型間の移行を明らかにするには、どうしても「正当な秩序」を「正当な支配」と内在的に関連づける必要があるように思われる。ここではただわれわれが想定した「支配性」―「非支配性」(伝統・理性)の軸を念頭に置きながらごく簡単に触れるにとどめるほかない。まず「秩序」の「正当な妥当」が「伝統」による場合には、その「妥当」への服従が様々の利害とからんでいるという指摘がなされているが、その「秩序」の「妥当」と「伝統的支配」との関連は明示されていない。つぎに「啓示された秩序」を支えているのは、それを「啓示」したカリスマ的予言者の「カリスマ的支配」に對する「正当性の信念」であることは明瞭に指摘されているが、「価値合理的信念」による「秩序」の「妥当」と「正当な支配」との関連にはおよそ言及がない。最後に「合法性の信念」はどうか。これは「合法的支配」を支える「今日最も一般的な正当性の形式」であるからわれ

われにとつても最も重要な類型であるが、これは決して近代だけに固有なものとは解されていないことを確認しておかねばならない。「秩序」が「形式的に正しく通常のしかたで」制定されるとは、「秩序」の制定のためになんらかの公式の手続が設営されていることを意味しているが、公式の手続といつても近代の合理的な立法手続や裁判手続だけを指しているわけではないのである。これらの手続きはただ「純粹型」の例であると考えられている。△協定秩序∨の「合法性の信念」は「かなり古くからある」もので、古くは「神託の權威」によつて補充されていたのが大部分だったという。⁽⁴⁾ そうだとすれば、その合理的な類型の特徴は純粹に關係者の「自由な協定」だけによるということになるか。△授与秩序∨への服従が「正当性の觀念」による場合には、「授与者の支配權力がなんらかの意味で正当である」という信念が前提になっている。⁽⁵⁾ この重要な指摘をふまえて言えば、△授与秩序∨の「合法性の信念」とは、「秩序」が「正当な授与権者」と信じられた支配者によつて公式の手続に則して「授与」されたがゆえに、「秩序」服従者ないし「秩序」志向者によつて「正当だ」と承認されることを意味している。このように、△授与秩序∨の「正当性」は「授与権者」の「支配の正当性」という要因によつてはじめて説明できるのである。以上のような△協定秩序∨と△授与秩序∨の対立は実際には相対的なものすぎないが、そのことよりも「支配団体」論の水準において重要なのは、「秩序」が「協定」によるかそれとも「授与」によるかは決して二者択一ではない、という点である。「支配団体」においては、多数者によつて「協定」された「秩序」が少数者に「授与」されることもあれば、少数者によつて「協定」された「秩序」が多数者に「授与」されることもある。純粹の「単一支配制的」な「授与権者」による「秩序」の「授与」がなされるか、全構成員による「合議制的」原理にもとづく「秩序」の「協定」がなされるかのいずれかでなければ、「協定」と「授与」という「秩序」の「合法性の信念」の二つの根拠が同時に「支配団体」の構造的二重性として論じられねばならないということになる。

それでは「正当な秩序」の「妥当根拠」と区別された「内的保障」の四類型の構成原理はどのようなものであろうか。すでにわれわれは(3)の「正当な秩序」論において述べたように、ここでいう「内的保障」というのは、「秩序」の「正当な妥当」を前提した上で、それがさらに「保障」的ないし補充的な意味において倫理的にも「正当化」されている場合であるが、われわれはそれを広義における「倫理的正当性の信念」と解釈したわけである。このように、倫理的に「正当化」された「秩序」には、「外的保障」がないために「習律」でも「法」でもない単に倫理的であるにとどまる「秩序」もあれば、「習律」と「法」とがさらに倫理化されてもいる「秩序」もある。この「内的保障」論では、「秩序」の「妥当」それ自体はすでに前提されており、そのように前提された「秩序」に対して行為者が内的的にも「正当化」する倫理的信念が問われているのである。これは「妥当」している「正当な秩序」が行為者に倫理的にも「正当な」ものとして「受容」されている場合を指している、と言ってよい。ただ、このような倫理的な「秩序」からどのようにして「外的に保障された秩序」(「習律」と「法」)が形成されるのかといったことは第六節の主題とはされていないように思われる。「秩序」の形成はむしろ第七節の類型論の主題であっておよそ「内的保障」論の主題ではないというほかはない。

このような「内的保障」の「純粹型」は、①「感情的信奉」、②「価値合理的信念」、③「宗教的信念」、④「特定の外的結果の期待」の四つであることはすでに述べたとおりであるが、これらの四類型は、「社会的行為」および第七節のそれとはちがって、分類するのが難しいように思われる。ヴェーバー自身は三つの「純粹に内的な保障」と一つの「特定の外的結果の期待」とに区分けしているだけのようにみえる。確かに、②と④は「合理的」であり、①は「非合理的」であるが、③が「非合理的」と言えるのかどうかは不明確である。また、この類型論には「伝統」的信

念がないのはそれが「秩序」に「純粹に内的な正当性」を付与することがないからであろうか。もしそうだとしたら、④の類型が構成されているのを説明するのも難しいのではないか。第七節では「秩序」の「妥当」を根拠づける「正当性の信念」そのものが問われているのに対比してみれば、第六節では、なによりも「秩序」の内容的な倫理的「正当性」が問われているようにみえる。そして第六節の中核をなすのは②ではないかと思われる。

①は②の意識性の水準が低い場合を指しているかとまず解しておこう。ただ③と④とはヴェーバーのかなり特殊な〈問題意識〉を想定しなければ理解しがたいように思われる。それら二類型はかれの〈問題意識〉に照応して選択的に類型化されているのではないか。

③は「救済財の所有が秩序の遵守に依存するという信念」であるから、主要には「宗教団体」の「秩序」の、第二義的にはいわゆる「現世秩序」の「宗教的」保障を意味しており、その背後にはかれの「宗教社会学」の世界があるものと思われる。これに対して④は「利害関係」に関わるから「純粹に内的」であるとはいえないが、「秩序の正当性」の「保障」の類型のひとつであることに変わりはない。「特定の外的結果の期待」が「秩序」の「外的保障」への「期待」を意味するとすれば、これは「外的保障」をあらかじめ行為者が予期したものという意味においては、「内的保障」と「外的保障」とを媒介する位置にあると言うことができよう。なによりもこの類型は「市場経済社会」における「経済秩序」(「諒解秩序」)の「利害状況」による保障であるとすれば、この背後には「経済秩序」に関する「経済社会学」的研究が控えているのではなからうか。

ここで二つのことに留意しておかねばならない。第一は、この「正当な秩序」の「内的保障」の類型は、それが「保障」であるかぎり、「妥当」している「秩序」の倫理的「正当化」であるといわねばならないが、倫理的「秩序」がつねに既存の「秩序」を「正当化」するものであるということの意味しない、ということである。社会的行為者が

説
既存の「秩序」に抵抗する新たな倫理的「秩序」を「正当な」ものとして信じていることもあるのはもとよりである。社会学的にみれば、このような場合には、相互に矛盾しあう二つの「秩序」がそれぞれの範囲で「妥当」しているという事実が問題とされることになる。

第二は、この「内的保障」における「正当性の信念」は「秩序」の内容的な「正当性」が信じられているということと意味している点である。この場合には、「妥当」している「秩序」の内容が「正当な」ものとして「受容」(内面化)されて行為者のいわば「動機」の一部になっているわけである。「正当な秩序」は「妥当」しているだけではなく、行為者の内面に「受容」されているといつてよい。第七節の「秩序」の「妥当根拠」としての「正当性の信念」は「秩序」の内容それ自体の「正当性」への信念ではないことが、ここであらためて想起されねばならない。

3 「正当な秩序」の「外的保障」

「秩序」のうち「法」概念は、その「外的保障」を担当する「強制スタッフ」を含むので、「社会関係」の水準においてではなく、「支配団体」の水準において構成されているといつてよいが、そうだとしたら「秩序」の「妥当」の定義と「法」の定義とはどのように関連づけられるのか、さらには「行政秩序」と「規制秩序」に分化している「支配団体」の「秩序」はいずれも「法」であるか、といったことが問題となる。これは「秩序」の「妥当」とその「外的保障」との関連が「法」においてどのようなものであるか、という問題である。すでに(3)「正当な秩序」論でみたように、「秩序」の「妥当」は、「外的保障」であれ「内的保障」であれ「秩序」の「保障」から切り離して定義され、「秩序」の「妥当」が「外的に保障」されている場合にかぎって、その「秩序」は「習律」または「法」と定義されている。これらふたつの定義からすれば、当然、「外的保障」なき「秩序」、したがって「習律」でもなく「法」でもない「秩序」が考えられるように思われる。「正当な秩序」の経験的な「妥当」をどのように「理解社会

学」的な「行為理論」によって構成するかという〈方法意識〉が優位していることに着目すれば、その「秩序」が「習律」であるか「法」であるかだけが取り上げられているというわけにはいかない。「正当な秩序」の「妥当」論には、行為が「秩序」に「方向づけられる」という現象がまさしく行為者一般の視点から理論化されていることがまず確認されねばならない。「シュタムラー批判」以来の〈問題意識〉と〈方法意識〉は一貫して『基礎概念』の基底にも据えられているのである。

だが他方では、ヴェーバーは「秩序」の「妥当」とその「外的保障」とを組合せることによって最も重要な「秩序」類型たる「習律」または「法」の概念をこそ構成しようと試みたのではないか。もしそう考えられるとすれば、「秩序」の「妥当」の定義はもっぱら「習律」と「法」を定義するためのひとつの前提要件を提示しているだけであって、「秩序」の「妥当」が意味をもつのは「外的保障」という要件が付加されることによってである、ということになる。

いずれの解釈にもそれぞれ根拠があるがゆえに、決して両者は二者択一の関係にあるのではないといわねばならない。われわれは「秩序」の「妥当」がその「保障」から切り離して定義されている方法的意図にまず第一に注目する必要がある。というのは、行為が「秩序」に「方向づけられる」という現象を行為者自身の「動機」と「秩序の正当性の信念」とに即して説明しようとする理論的端緒がそのような定義によって与えられたからである。これによって、「法秩序」の「妥当」も、行為者の視点にたつて考察されようになつたのである。行為者の視点からみれば、「法秩序」の「妥当」に対しても多様な主體的な関わりかたが可能になる、という点がわれわれには重要である。行為者は、その「法秩序」を内容的に「正当なもの」として内面的に「受容」することもあれば、その「妥当」を「正当な支配権」というような根拠に由来するものとして承認することもあれば、ただなんらかの「動機」から行為をその「秩

序」に「方向づける」こともある。「秩序」に行為を「方向づける」場合にも多様な「動機」がありうることもあらためて想起される。「秩序」の「妥当」というのは、「秩序」がそれに行為を「方向づけている」ひとびとがみずからの「価値意識」ないし「規範意識」に照らして「正当な」ものとみなしてその「秩序」を内面的に「受容」していることを必ずしも意味しているわけではないのである。⁽⁶⁾

他方では、まず「保障」に関わりなく「秩序」の「妥当」を抽象的な水準に構成し、「秩序」の「妥当」と「内的保障」、「外的保障」とをより具体的な水準に組合せて「習律」と「法」概念を構成するという方法的意図がヴェーバーにあったことは確かであろう。「秩序」概念の「実体化」を徹底的に排除するために、複雑な「秩序」現象をひとまずだれでも日常的に理解しうる行為連関にまで抽象し、それらを構成要素として「習律」と「法」が概念的に組み立てられていることは疑いない。なかんずく、「強制スタッフ」の有無によって「法」と「習律」が区別されていることからみれば、ヴェーバーが「強制スタッフ」を伴う「法」概念に重きをおいていたこともあきらかであろう。だがここで留意したいのは、『基礎概念』では、「秩序」の「妥当」に比較すれば、「外的保障」にはそれほど比重が置かれていない点である。すでに「支配団体」に関するヴェーバーの説明にみられるように、かれの〈方法意識〉は主要には「強制スタッフ」を含む「行政スタッフ」と一般成員とは「秩序」との関わりかたが本質的に異なっているという点に向けられていたとすることができる。しかし「秩序」は「行政スタッフ」にとってもいわば所与の「秩序」として前提されている。「行政スタッフ」が「実施」する「秩序」はあらかじめ前提されているのである。「実施」されるべき「秩序」がどのように確定されるのかは、少なくとも「行政スタッフ」の「秩序の実施を目的とする行為」を「団体」の要件とするという抽象的な水準では問題とされる必要はないと考えられている。「強制スタッフ」についても同様である。「協定」によるものであれ「授与」によるものであれ、「制定された秩序」は、われわれのいう「時

間的)および(空間的)な(意味変容)を不可避的に生じる(2)のであるから、当然に「実施される秩序」ないし「強制される秩序」と同じ意味内容とはいえないはずであるが、「行政スタッフ」による「秩序」の確定という問題は論じられていないというほかない。おそらく「行政スタッフ」はどのように形成された「秩序」であれ、その「秩序を実施する」のがその役割とされているからであろう。したがって「秩序」の確定ないし決定という要素を重視するのであれば、それを組み込んだ「秩序」の理論モデルが構成されねばならない。すくなくともヴェーバーは『基礎概念』の水準では、「行政スタッフ」による「秩序」の確定・決定という要素は描象されうるとみているように思われる。さらに「行政秩序」や「規制秩序」が「法秩序」であるかどうか、『基礎概念』ではさしあたり問題関心の外に置かれていたといえよう。

ところで「秩序」の「妥当」とその「外的保障」の関連を本格的に検討しながら「外的保障」を重視した解釈を提示しているのは、厚東氏である。氏によれば、「正当的秩序が拘束力をもつということは、それからの逸脱行動に対しサンクションが効果的に発動される、ということと同値である」(8)。これは、ヴェーバーの言い方に翻訳すれば、「正当な秩序」の「妥当」とは「秩序」が「外的に保障」されていることと同値である、ということになる。このような解釈の前提にあるのは、「意味連関と動機との一体化を図る内的保障だけで正当的秩序が存立しようとすれば、逸脱行動は皆無となり、およそ保障の問題など起こりえない」から、「外的保障」が第一義的であって「内的保障」は副次的なものにすぎない、という認識である。たしかに、すでにみたように、このような「外的保障」の違いを指標にして「正当な秩序」が「法」と「習律」とに類型化されているのであるから、「正当な秩序」は定義上「外的に保障された秩序」であるようにみえる。だが、「内的保障」だけの「秩序」、さらにはなんら「保障」のない「秩序」もありうるのではなからうか。

思うに、厚東氏の言う「内的保障」はヴェーバーのそれとは意味を異にしているように思われる。氏の言う「内的保障」はいわば第七節の「正当性の妥当根拠」そのものを指しているの⁽¹⁰⁾に対して、第六節の「秩序の正当性」の「内的保障」と第七節の「正当性の妥当根拠」とは明確に区別されているのである。結局のところ、氏は第六節の「内的保障」の類型論には全く言及していないように思われる。もしも「正当性の妥当根拠」そのものを「内的保障」とみなせば、確かに「外的保障」をふくめて、「正当的秩序」とはつねに『保障された』秩序なのである⁽¹¹⁾ということができるが、ヴェーバーの用語法では必ずしもそうはいえない。厚東氏のように解釈すれば、ヴェーバー自身の用語法上のあいまいさを明確に整序することになる代わりに、ヴェーバーの「秩序」論を単純化することになるのではないか。かれの「秩序」論の基底にある「方法意識」を説明するのがここでの目的であるから、「正当な秩序」の「妥当根拠」とその「内的保障」、「外的保障」とが概念構成上明確に区別されていること、しかも「内的保障」とは区別された「正当な秩序」の「妥当根拠」こそ『基礎概念』では決定的に重要であること、に注目したいと考える。

このような厚東氏とはいわば反対に、「正当な秩序」の「内的保障」を極めて重視しているのが、中野氏である。氏によれば、第六節のカズイステイクは「〈行為者〉の志向性の性格がどのような〈秩序〉を生みだしてゆくのかに焦点をあてたもの」であるのに対して、第七節のそれは「〈秩序〉の〈正当性〉が逆に〈行為者〉に対していかなる意味を持つてくるのかに関心を寄せている⁽¹²⁾」。そして氏はこれら二つのカズイステイクから「行為者」と「秩序」との鋭い緊張関係を読み取っているのである。すなわち、「〈秩序〉は、本源的には、〈行為者〉の〈社会的行為〉への志向によって生みだされながら、一旦成立するや、それ自身が〈固有法則性〉を持って〈行為者〉を規定してゆく⁽¹³⁾」と。たしかに、ヴェーバーは第七節では、ひとたび成立した「秩序」を前提にしていることは疑いない。しかしそこからその「妥当」している「秩序」を経験的に基礎づけている「正当性の信念」に遡及しているのである。だから

といつて第六節のいわば「倫理的な正当性の信念」に「秩序」の形成の由来をもとめるのは困難ではないかとおもわれる。「秩序」の社会学的「形成」の根拠も第七節から引き出すほかないのではなからうか。

4 「秩序」の「妥当根拠」と「社会的行為」との関連

すでにわれわれは「社会的行為」の四類型の分類軸として「合理性」―「非合理性」の軸と「手段性」―「自足性」の軸を設定し、「秩序」の「妥当根拠」の四類型の分類軸として「合理性」―「非合理性」の軸と「支配性」―「非支配性」の軸(およびその組み替えとしての「創造性」―「発見性」の軸)を設定したが、両類型論の区別と関連をどのように解釈したらよいだらうか。すでにみたように、「秩序」の「妥当」は最も抽象的な水準に構成された「社会的行為」とは異なる水準に理論的に構成されていると考えたが、そうだとすれば、どのように異なるのがさらに問われねばならない。とくに「社会的行為」論における「手段性」―「自足性」の軸と「秩序」の「妥当根拠」論における「支配性」―「非支配性」の軸との区別と関連が問題である。前者は「社会的行為」の「動機」に関わっているのに対して、後者は「秩序」の「正当性の信念」に関わっている。最も抽象的な水準にある「動機」が「他者」に有意味的に関係づけられかつ「他者」に因果的に方向づけられているのに対して、「正当性の信念」はもっと限定的に「秩序」に関係づけられ方向づけられている。

「秩序」の「妥当根拠」の類型はいずれも「自足性」を有しているが、このような「自足性」自体をさらに分類するためにわれわれがさしあたり想定してみたのが、「支配性」―「非支配性」という軸である。これは、「秩序」が「正当性」をもつのは「正当な支配」者によって「創造」されたがゆえか、それとも神聖化された「伝統」や「理性」から「発見」されたがゆえかを指示する軸である。

「秩序」の「妥当根拠」と「動機」との関連づけについては、すでに、両者の議論の次元の相違に関して、厚東氏

が次のように述べているのが注目される。すなわち、「こうした次元の相違を行為の類型を用いて直せば、妥当根拠の四類型は、その底に価値合理的という共通基盤があり、その上に例えば伝統的行為が開花すると言った二層構造をなしている。動機の基底に内的拘束性がおかれることによってここに『生活態度』が生まれる」と。氏は「動機」と「正当性の信念」とを関連づけるために、ひとつの社会的行為の類型である「価値合理的行為」を媒介項にしている。そして「正当性の信念」の四類型はいずれもが「価値合理性」を内包しているというだけではなく、そのことによつて「正当性の信念」が「生活態度」を生み出すということに着目しているのである。これは「価値合理的行為」と「秩序」の「正当性の信念」との関連という問題に帰着する。まず行為の視点からみれば、「価値合理的行為」は「秩序」志向的でもあれば「秩序」変革的でもあるし、「秩序」に制約されているだけのこともある。逆に「秩序」の「妥当」の視点からみれば、「価値合理的信念」は「妥当根拠」の一つの類型にすぎない。それ以外の「合法性の信念」にも「伝統的信念」にも「感情的信念」にも「価値合理性」が内包されていると言わねばならない理論的必要性はないのではないか。たしかに「正当な秩序があるという表象」に方向づけられた行為は「価値合理的行為」という性格をもつと言うのは可能であるが、その場合には、「秩序」の「妥当」ということの意味が限定されてしまうのではないか。「秩序」の「妥当」とは、必ずしも行為者がその「秩序」を自分の「価値意識」や「規範意識」に照らして内面的に「受容」することを意味しているわけではない。そういう場合も限界的にはありうるが、一般には「支配団体」の「行政スタッフ」に代表される一部の構成員が「秩序」の「正当性」を信じているに留まっているというのがウェーバーの認識であったように思われる。「支配団体」の水準では、「秩序」の「正当な妥当」は主要には「行政スタッフ」に照準を定めて構成されているのであり、一般成員の「動機」の多様性をむしろ許容しうるように理論化されているのである。「正当性の信念」と「価値信念」との関連の仕方も多様でありうるといわねばならない。

さらに、厚東氏は「正当的秩序の妥当根拠」と「動機」との議論の次元の相違は「目的合理的」が「依法的(合法性信仰)⁽¹⁵⁾」にとって代わられている点に端的に示されていると見ていたので、その点に関する見解をもうすこし尋ねてみよう。氏の考えはなによりも次の箇所に明瞭である。「目的合理的行為は内的自由をその本質としているので、正当的秩序となじまない。この行為類型に義務性を附着させるには、各人が自己の目的達成の適合的手段として、おたがいを拘束しあうような一定の『意味連関の創設』(規範の制定⇨制定律の成立)を行う、という社会契約説的考え方を踏襲するのが一番無理がない。『制定律』を前提にすると、それにたいする目的合理的志向は『倫理的な色彩を持った生活の原則』へと転生する。合法性信仰が目的合理的行為を一つの生活態度へと、鍛え上げるのである。⁽¹⁶⁾」

まことに鋭い解釈であるが、この解釈が妥当かどうかを検討するに際して、『カテゴリー』における「ゲゼルシャフト行為」と「制定秩序」との関連がまず想起される。「ゲゼルシャフト行為」というのは、「結果」志向的な内容をもつものとして「目的合理的」に「制定」された「正当な秩序」を根拠として抱かれた期待への有意味的志向が「目的合理的」になされる場合のことであるから、⁽¹⁷⁾「目的合理的行為」と「正当な秩序」とがなじまないとは必ずしもいえないと思われる。たとえば、「正当な秩序」の「妥当」をひとつの「条件」として「目的合理的行為」がおこなわれることもある。「正当な秩序」というのはなにも「秩序」の内容が「正しい」とみなされているわけではない。さらにヴェーバーのいう「合法性の信念」は「制定規則」の「合法性の信念」のことであり、しかもその「合法性」が「正当性」を有するのには、「協定」による場合と「授与」による場合とがあるのだが、氏がここで論じているのはもっぱら「協定」による場合だけのように思われる。∧授与秩序∨の「合法性の信念」もまた「目的合理的行為」を一つの「生活態度」へと鍛え上げると言っよいか、については触れられていない。厚東氏は「合法性の信念」を「依法的」生活態度、したがってまた「エトス」と結びつけるために、意識的に「合法性の信念」を「合意」による「内的

拘束性」だけに限定してはなからうか。「合法性の信念」を論じるのならば、「秩序」が「授与」される場合を、少なくとも「合意」または「協定」される場合と同じ比重で取り上げる必要があるように思われる。

要するに、ヴェーバーは「秩序」の「妥当根拠」と「社会的行為」の「動機」とを概念的に區別することによって、「秩序」の「妥当」の固有の構造をふまえながら、同時にその「秩序」に対する行為者の多様な関わりかたをとらえようとしたのではないか、と思われる。

5 「支配」の「正当性」と「秩序」の「正当性」

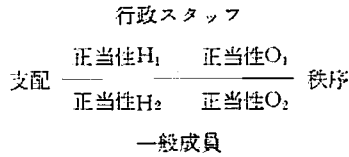
『基礎概念』の最終節では「国家」と「教会」という「アンシニタルト」がとりあげられていたが、いずれの定義においても、「行政スタッフ」の存在が決定的に重要な指標であったことを想起してみると、それを「正当な秩序」論にも組み込む必要があると思われる。「支配団体」における「支配」の「正当性」と「秩序」の「正当性」をひとつの構造としてとらえることができないだろうか。確かにヴェーバー自身が「正当性」をひとつの構造としてモデル化しているわけではないが、それは可能であると同時に「正当性」問題の解明にとって有効であるように思われる。

「支配団体」は構造的にみて「支配首長」・「行政スタッフ」から成る「支配集団」と「被支配集団」とに區別されるが、これは「支配」と「秩序」とに対する「正当性の信念」の担い手の区別でもある。ここで仮りに「支配首長」に対する「行政スタッフ」の「正当性の信念」を「正当性H₁」、「行政スタッフ」に対する「被支配集団」のそれに対する「正当性H₂」、さらに「支配首長」に対する「被支配集団」のそれを「正当性H₃」、とそれぞれ表わし、つぎに、「秩序」にたいする「行政スタッフ」の「正当性の信念」を「正当性O₁」、「秩序」に対する「被支配集団」のそれを「正当性O₂」、さらに「秩序」に対する「支配首長」の「正当性の信念」を「正当性O₃」とそれぞれ表わすことにすれば、それらはどのような関連にあるだろうか。

「支配集団」と「被支配集団」との分化によって、「正当性」構造は支配集団内部の「正当性」関係と、支配集団に對する被支配集団の「正当性」関係とに二重化される。前者は支配の「正当性H₁」、後者は支配の「正当性H₂」である。そしてヴェーバーの『支配の諸類型』にみたように、なによりもまず第一義的に論じられているのは「正当性H₁」であつて、「正当性H₂」は必ずしも充分な形ではとりあげられていないように思われる。この点は「秩序」の「正当性」についても同様である。「秩序」の「正当性」が論じられるのは、第一義的には「行政スタッフ」による「正当性の信念」であつて、被支配集団の成員によるそれはせいぜい第二義的に論じられているとどまつているのである。「行政スタッフ」はその「秩序」を「実施」・「強制」する役割を担当していることを考えると、あらかじめ「秩序」を「実施」・「強制」するに先だつて、その「秩序」に對する「正当性の信念」を抱いていることが前提されているものと思われる。その意味においては、「正当性」の構造における「行政スタッフ」の存在位置はきわめて大きいと言ふことができる。「支配首長」に對する「正当性の信念」をもちながら、被支配集団に對しては「正当性要求」をもつという二重性を帯びているのが、この「行政スタッフ」にほかならない。

「正当性」の理論モデルを「正当性の信念」の担い手の構造的な区別と「正当性」の意味的志向性(「秩序」志向・支配」志向)の区別とに着目して図示すれば第六図のようになる。ヴェーバーが主要に問題としてゐるのは、「正当性H₁」と「正当性O₁」とであつて、「正当性H₂」と「正当性O₂」はせいぜい第二義的にとりあげられている、というのがわれわれの解釈である。「行政スタッフ」による「正当性」も一般成員によるそれもその内部に「支配」志向と「秩序」志向とを有する。とりわけ「合法的支配」は、「法」によつて規制された「行政スタッフ」の権限と手続による「支配」＝「行政」であるから、なおさらそうである。なお「正当性H₁」「正当性O₁」も問題になりうるはずであるが、「基礎概念」ではほとんど論じられていないというほかない。一般的には、「支配団体」の水準においては

第六圖 「正当性」の内的構造



その「法秩序」領域に関してどのような実質的な社会学的研究がなされているかをみてみるほかない。

「秩序」は構造的に「秩序」の形成、「秩序」の「強制」、「秩序」への「志向」の三つの次元に区別されるといってよいが、もっと厳密にはその「秩序」自体が「行政秩序」と「規制秩序」とに二重化されているから、それぞれが二重に「秩序」との関連を有することになる。一方における「行政スタッフ」の有する「統治権」と他方における一般成員の「専有されたシャンス」(権利)とが対極的な位置にあるといつてよいが、その間には、「秩序」を媒介とした「行政スタッフ」と一般成員との様々の「利益」の調整ないし對抗関係がみられる。このような関係の考察も『基礎概念』ではほとんどなされていない。それがどのように考察されているかを知るためには、「法秩序」固有の領域をとらえるためにどのような理論的枠組が構成されているか、さらに

注

(1) これまでの試みとしては、シュルプターの「法の類型」の図式化が注目される。かれは『基礎概念』の第七節で例示された「法」の四類型をとりあげながつ、「合理性」―「非合理性」という合理性水準の軸と「形式的」―「実質的」という「形式」―「内容」関係の軸を分類軸としているのである。この図式から見ると、「制定された法」は「形式的」「合理的」であり、「推論された法」は「実質的」「合理的」であるといふことになるし、「伝統的な法」は「実質的」「非合理的」、「啓示された法」は「形式的」「非合理的」といふことになるが、このような解釈に不都合はないだろうか。この場合、シュルプターによれば、「形式的」は「法形式」―「手続」に、「実質的」は「法内容」―「法目的」にかかわっている。そして形式的な観点から前に述べたように決定されるか」が問題とされ、「決定」はその成立について正当化されるのに対して、実質的な観点から前に述べた「なにが決定されるか」が問題とされ、「決定」はその内容について正当化されることになる。「法的決定」の「正当化」の仕方の四類型のうち、ふたつは「手続」により、あとのふたつは「目的」によるというのがシ

- ェルプターの解釈である。確かにこのように解釈すれば、ヴェーバーの概念の用語法がある程度明確になることは疑いない。しかも『法社会学』ではこのような「手続的」―「内容的」という軸が「形式的」―「実質的」という対概念として重要である。しかしながら、われわれがここで問うているのは『基礎概念』における「秩序」の類型論である。(Vgl. Wolfgang Schlucher, Die Entwicklung des okzidentalen Rationalismus, 1979, S. 130―131.)
- (2) Vgl. a. a. O., S. 19 (清水訳、五九頁―六〇頁、参照)。ここには「遡ると、秩序の意識的な創造はほとんど例外なく、予言者の神託であったか、そうでないまでも、予言者の承認を経ることで神聖と認められた宣言」であったことが指摘されている。
- (3) Vgl. a. a. O., S. 19 (清水訳、六〇頁、参照)。
- (4) A. a. O., S. 19 (清水訳、六一頁)。
- (5) A. a. O., S. 19 (清水訳、六一頁)。
- (6) ヴェーバーにおける「秩序」の「妥当」の意味については、すでに六本佳平氏の正確な理解がある。六本佳平『法社会学』(有斐閣、昭和六一年)五六頁―六五頁、参照。なお、すでに氏の『法の社会学的理論(二)』は「社会秩序」の過程を充分にとらえるには、「対立」とならんで「規範の妥当」という要素が不可欠であることを明らかにして、教えられることが多い。そこには「規範の妥当」と「規範の受容」(ないし現実の「規範意識」)との区別が理論的に明確になされている。『法の社会学的理論(二)』(『法学協会雑誌』第一〇〇巻第四号所収)、とくに第三章、参照)。
- (7) 拙稿「マックス・ヴェーバーの社会学理論における『法秩序』の位置」(熊本法学、第四十二号)三二頁―三三頁、参照。
- (8) 厚東洋輔『ヴェーバー社会学理論の研究』(東大出版会、一九七七)一五三頁。
- (9) 『同書』一五三頁。
- (10) 厚東氏が「保障の問題では『外的』保障が第一義的であり、『内的』形態は副次的なものにすぎない(それ故、正当性の妥当根拠は続く第七節で論じられることになる)」と述べているところから、このように判断せざるをえない。『同書』一五三頁)。
- (11) 『同書』一五三頁。
- (12) 中野敏男『マックス・ヴェーバーと現代―比較文化史的視座』と「物象化としての合理化」(三書房、一九八三)二

説

四一頁。

(13) 『同書』二四一頁。

(14) 厚東洋齋、『前掲書』一五二頁。

(15) 『同書』一五二頁。

(16) 『同書』一五二頁。

(17) Max Weber, Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie, in: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 3. Auflage, 1968, S. 412 (林道義訳『理解社会学のカテゴリー』(三八頁))。

(未完)